発注者ナビンパル

"地域インフラ" 2017 サポートフラン関東

発信日: 18/2/6

◆『発注者ナビ』とは・・・発注関係事務の取り組みを共有するものです。

品確法※1の「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が自ら行う発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針である運用指針※2に基づく取組みの一層の推進を図ることを目的に、関東地方整備局、都県・政令市や区市町村の運用指針に基づく発注関係事務の主な取組み事例等を共有するものです。

※1「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 ※2「発注関係事務の運用に関する指針」

★コンテンツ

- 1)建設業における社会保険加入対策について
- 2)総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施 について

★特集

『設計変更ガイドライン』の策定

- 1)建設業における社会保険加入対策について
- <キーワード>社会保険未加入、法定福利費の内訳明示
- <概要>
- 〇社会保険等未加入対策について、国土交通省直轄工事では平成29年4月より、対策を強化し取り組んでいます。
 - 二次下請以下についても社会保険への加入が必要となります。
- ★詳細はコチラをクリック

社会保険加入対策

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- 2)総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について
- <キーワード>総合評価落札方式、ダンピング対策
- <概要>
- 〇「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル【改訂版】」により、「低入札価格調査 及び価格による失格基準の併用等によるダンピング対策」が示されています。
- ★詳細はコチラをクリック

総合評価実施マニュアル

http://www.mlit.go.jp/common/000020197.pdf

※『総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について』(平成29年9月29日 総務省・国土交通省より各都道府県・各指定都市入札契約担当部局宛て)

特集 『設計変更ガイドライン』の策定

◆適切な設計変更は、発注者の責務です。

改正品確法において、「施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う」ことが規定されています。

◆『設計変更ガイドライン』は、受発注者ともに役立つ資料です。

『設計変更ガイドライン』とは、設計変更に係る業務の円滑化を図るために、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れなどについて示したものです。

■事例紹介

〇H28~H29年度に『設計変更ガイドライン』を策定した主な事例を紹介します。

※以下自治体名をクリックすると、各自治体の策定した『設計変更ガイドライン』を確認いただけます

【平塚市】 http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keyaku/page-c_02090.html

【横浜市】 http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/sekkei-henkou/

【千葉県】 https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/henkougaido.html

【長野県】 https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/henkouguide1.html

<u>コラム① 『設計変更ガイドライン活用ガイド』 <関東地整></u>

〇『設計変更ガイドライン』の受注者への浸透を図るため、受注者目線の活用ガイドを 作成しています。

★詳細はコチラをクリック <u>設計変更ガイドライン活用ガイド</u>

コラム② 設計業務の設計変更ガイドライン

〇H29年度に土木設計委託の『設計変更ガイドライン』を策定した事例を紹介します。

※以下自治体名をクリックすると、各自治体の策定した『設計変更ガイドライン』を確認いただけます

【栃木県】

【東京都】

【山梨県】

※『発注者ナビ』に掲載する取り組み事例について募集しています。 掲載方法などにつきましては事務局までお問い合わせください。

発行元: 関東地方整備局技術調査課 TEL: 048-601-3151(代表)